

職業倫理指針

医療法人西福岡病院および関連施設で働く職員は、患者さんおよび地域の方々の健康推進と最適な医療を提供するという責務を認識し、法人理念に基づいて、職業倫理における方針を定めます

1、 医療の質向上

- ・ 医療者の責任の重さを自覚し、人格教養を高め全人的医療を目指します
- ・ 生涯教育を実践することにより、医療の質の向上に努めます

2、 権利擁護と個人情報の保護

- ・ 患者さんの人格を尊重し、最良の医療提供に努めます
- ・ 患者さんの権利とプライバシーを尊重し、守秘義務を遵守します

3、 安全管理と連携の推進

- ・ 院内のあらゆる安全管理に、最大の努力を図ります
- ・ 職員各々の専門性を尊重し、チーム医療および医療連携に努めます

4、 社会への貢献

- ・ 医療の公共性を重んじ、法規範を遵守するとともに、地域社会への貢献に努めます

附則

平成 12 年 1 月 1 日施行
平成 25 年 2 月 1 日改定
平成 29 年 10 月 2 日改定
令和 4 年 10 月 20 日見直し

臨床研究に関する倫理指針

臨床研究とは、「疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とする」をいう。当院では、平成16年に厚生労働省が定めた「臨床研究に関する倫理指針」に則って行う。

1、目的

この指針は人間の尊厳、人権の尊重その他の倫理的観点及び科学的観点から、臨床研究に携わるすべての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、社会の理解と協力を得て、臨床研究の適正な推進が図られることを目的とする。

2、臨床研究を実施するため必須条件

- ① 倫理的かつ科学的に適正な臨床研究計画を作成し、それを遵守すること
- ② 倫理委員会で臨床研究計画書及び被験者への同意説明文書が審議され承認されること
- ③ 研究に先立ち、被験者から適正なインフォームド・コンセントが文書で得られること
- ④ 被験者が経済上又は医学上の理由により不利な立場にある時は、被験者の自由意思の確保に十分配慮すること
- ⑤ 被験者の安全を優先し、病状の悪化などを認めた場合は研究を中止する

3、臨床研究計画書

原則として以下の事項を記載する。

- ① 被験者の選定方針
- ② 当該臨床研究の意義・目的・方法・期間・研究に参加することにより期待される利益及び起こりうる危険
- ③ 個人情報の保護の方法
- ④ 共同臨床研究機関の名称
- ⑤ 研究者等の氏名・職名
- ⑥ インフォームド・コンセントを受けるための説明事項及び代諾者を含めた同意文書、同意撤回書
- ⑦ 当該臨床研究に伴う補償の有無
- ⑧ 当該臨床研究に係わる資金源

4、臨床研究を行うにあたって被験者または代諾者に対する説明事項

- ① 当該臨床研究の意義・目的・方法・期間
- ② 研究者等の氏名・職名
- ③ 被験者として選定される理由
- ④ 当該臨床研究に参加することにより期待される利益及び起こりうる危険性
- ⑤ 個人情報は保護されること
- ⑥ 個人情報の取り扱い、提出先の機関名、提出先における利用目的が妥当であること等について倫理委員会で審査した上で、当該臨床研究の結果を他の機関へ提供する可能性があること

- ⑦ 当該臨床研究に係る資金源
- ⑧ 当該臨床研究に伴う補償の有無とその内容
- ⑨ 被験者及び代諾者等の希望により、他の被験者の個人情報や当該臨床研究の独創性の確保に支障がない範囲内で、この研究の計画や方法についての資料を入手又は閲覧することができること
- ⑩ 当該臨床研究の成果により、特許権などが生み出される可能性があること及びその場合の帰属先
- ⑪ 被験者を特定できないようにした上で、当該臨床研究の成果が公表される可能性があること
- ⑫ 当該臨床研究への参加は任意であること
- ⑬ 当該臨床研究への参加に同意しないことをもって不利益な対応を受けないこと
- ⑭ 臨床研究の途中であっても、不利益を受けることなく撤回できること
- ⑮ 問い合わせ、苦情など窓口連絡先などに関する情報

附則

平成 25 年 2 月 1 日施行
平成 29 年 10 月 2 日改定
令和 4 年 10 月 20 日見直し

西福岡病院 臨床倫理指針

1. 医療の原則

患者さんの利益を第一とし、患者さんの権利を尊重し、これを擁護するように努めます。患者さんの自己決定権を尊重し、最大限の利益と公平な医療を提供することに努めます。

2. インフォームド・コンセント（説明と同意）

患者さんの立場に立った対応を心がけ、平易な言葉で治療内容や検査などについて、十分な説明をします。患者さんの病気に対するこれからの治療（検査）の目的、具体的詳細、リスク、代替可能な治療（検査）、および治療（検査）をしない場合に想定される結果を説明し、患者さんの同意を得た後に治療（検査）を開始します。

3. 宗教的な理由による輸血拒否

信仰上などの理由から、患者さんやご家族が輸血を希望されない場合、御意志を尊重し可能な限り輸血をせずに治療を継続するように努力しますが、輸血以外に救命手段がない事態に至った時には輸血を行う方針を取らせていただきます。

4. 終末期における医療提供

終末期医療などの生命の尊厳に関する問題や、医療行為の妥当性に関する問題については、患者さんやご家族の希望を十分に考慮した上で、倫理委員会やカンファレンスにおいて議論をつくり治療方針を決定します。

5. 身体抑制

やむを得ず身体を拘束し、行動を制限する必要がある患者さんには、「身体拘束予防ガイドライン（2015年 日本看護倫理学会臨床倫理ガイドライン検討委員会）」に従い、対応させていただきます。

6. 蘇生不要（DNAR）指示

患者さんが意志表示できる間に、心肺蘇生術を希望しないことが確認できた場合はそれを尊重します。

7. 自己判断が不能又は困難な患者の意思決定

患者さん自身での自己判断が不能または困難な場合には、家族など適切な代理人の同意を得て治療を行います。適切な代理人がいない場合は、主治医が患者さんにとって最善と判断する方針をとることを基本とします。

8. 自己判断がある患者の治療拒否に関する意思決定

主治医は治療によって生じる不利益と利益を患者さんに分かりやすく丁寧に説明しますが、その上で、患者さんが提示する治療を拒否する場合は、患者さんの意思を尊重し、原則として治療の強要は致しません。しかし、感染症等で第三者に危険が及ぶ可

能性がある場合は、倫理委員会で検討し、病院の治療方針に従っていただかなければならない場合があります。

9. 臨床研究および治験

医学的臨床研究および治験等の実施にあたっては、倫理委員会において十分審査し同意を得た上で実施します。

10. その他

その他発生する倫理的問題や倫理的問題を含むと考えられる医療行為に関しては、倫理委員会でその妥当性を審議し最良の方針を決定します。

平成 12 年 1 月 1 日作成
平成 25 年 2 月 1 日改定
平成 29 年 10 月 2 日改定
令和 4 年 10 月 20 日改訂

西福岡病院における院内感染対策の取り組み

1. 基本的考え方

医療法人西福岡病院における院内感染症の発生・まん延の予防と防止のための対策を立案・討議し、かつ効率的に推進していきます。実施に当たっては基本方針と対策を全職員に周知徹底し、患者さんならびに職員の安全確保に取り組んでいきます。

2. 院内感染対策を推進する組織

院内感染対策を推進するために、感染対策委員会（以下 委員会）を設置し、院内感染対策における指導的役割と責任を果たしています。また院内感染対策の実働組織としてインфекションコントロールチーム（ICT）を設置し、委員会がこれをサポートしています。委員会は毎月1回定期開催されますが、必要に応じて臨時委員会を開催し、院内感染に関する喫緊の課題を討議します。

3. 職員研修

感染防止に関する意識の向上を図るため、全職種を対象にした研修会を年2回定期開催します。必要に応じて、定期開催以外に随時研修会を開催します。

4. 感染症の発生報告と現場へのフィードバック

法令に定められた感染症の発生届とは別に、院内における感染症や耐性菌等に関する感染症レポートを作成し、ICTでの検討を踏まえレポートを現場にフィードバックします。

5. 院内感染発生時の対応

院内において看過できない感染症が発生した時は、臨時委員会を招集し、感染経路を明らかにしてそれを遮断する対策を講ずるとともに、家族や外来患者にも周知し、院外への拡散を防止するよう努めます。届出義務のある感染症が発生した場合は、感染症法に則り行政機関に報告します。

6. 患者さんへの情報提供

感染症が流行している場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報を提供し、感染防止のための手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いしています。

7. 院内感染に対する指針の閲覧

感染対策に関する取組は院内に掲示し、患者さん及びご家族さまの希望に応じ常時、その詳細を閲覧可能にしています。

8. 院内感染対策マニュアル

院内感染対策に関するマニュアル「院内感染対策マニュアル」を作成し、必要に応じてマニュアルを見直し、改訂しています。